



●発行／八潮市 ●編集／広聴広報課 〒340-8588八潮市中央1-2-1
TEL 048(996)2111(代表) ホームページ <http://www.city.yashio.lg.jp/>
FAX 048(995)7367 Eメール kochokoho@city.yashio.lg.jp

やしお840メール配信中



・・・振り込め詐欺にご注意ください・・・



手をあげて横断歩道を渡る1年生

ルールを守って交通安全
青になっても左右を確認しましょう！
4月14日、松之木小学校で交通安全教室が開催され、1年生75人、3年生81人、1年生の保護者45人が参加しました。
児童への交通安全指導は、草加警察署の警察官、市交通指導員の皆さんによって行われ、児童は「正しい自転車の乗り方」や「正しい道路の渡り方」を学びました。
また、保護者は「旗振り教室」に参加したのち、練習用の信号機に従って、児童が横断歩道を渡る時、どのように旗を動かすと安全に横断させることができるかなどを練習し、熱心に取り組んでいました。

交通安全課 ☎288

節電にご協力をお願いします



ゴーヤの緑のカーテン(水道部)

市役所では、以下のとおり全庁を挙げて節電に取り組んでいます。

- ・冷房温度を28度に設定
- ・クールビズの徹底
- ・間引き照明を実施し、休憩時間は消灯
- ・パソコンなどのOA機器は、スリープまたは節電モード
- ・ゴーヤなどを植えて緑のカーテンを利用
- その他

※電力需給のひっ迫を回避するためにも、ご家庭や職場での節電にご協力をお願いします。

問企画経営課 ☎885



自転車の乗り方を学ぶ3年生

市の人口と世帯数

平成26年(2014年)5月1日現在

前月比

人口	85,070人	(+134人)
男	44,138人	(+86人)
女	40,932人	(+48人)
世帯	36,713世帯	(+114世帯)

今月の主な内容

高齢者在宅福祉生活支援サービス	2
介護保険制度のお知らせ／八潮市地域防災計画を改訂③	3
第5次八潮市総合計画を策定	4
平成25年度下半期財政状況の公表	5

おしらせHOTコーナー	6~9
案内・催し・募集 840伝言板・行ってみたいなとなりまち	
協定締結／8月に消防団が県操法大会出場／いぎいきやしお写真館	12

高齢者在宅福祉生活支援サービス

「生涯いきいきふれあいのある暮らし」を目指して

高齢者の方が住み慣れた地域の中で安心した生活を送ることができるよう、高齢者在宅福祉生活支援サービス事業を実施しています。

家具転倒防止器具等 取付サービス

たんす、食器棚、本棚などの家具が地震などにより転倒するのを防ぐため、家具の転倒防止器具などを取り付けます（1世帯につき家具3棟まで）。取り付けには、くぎ・ネジを使用するため、居住者と家屋の所有者が別である場合は、家屋の所有者などの承諾書が必要です。

市内に住所を有し、生計中心者の当該年度の住民税が非課税

家具転倒防止器具などを取り付けられる方がいない世帯
次の①～④の方で構成される世帯①65歳以上の方②身体障害者手帳1～3級を有する方③療育手帳A～Bを有する方④精神障害者保健福祉手帳1級を有する方※②～④に該当する世帯は、障がい福祉課（☎428）へご相談ください。

救急医療情報キット

救急医療情報キットに入れた医療情報を参考に、救急隊員が適切な対応を行います。健康に不安があり、次のいずれかに該当する方
65歳以上で一人暮らしの方



救急医療情報キット

緊急時通報システムサービス

緊急通報端末機器（緊急通報電話機、ペンダント型無線発信機）を貸与します。急病などで緊急時にボタンを押すと、受付センターから消防署に通報が入り、迅速な救急活動を行います。また、日常生活などに関する相談もボタンを押すだけで受付センターにつながり、話をするができます。

市内に住所を有する65歳以上で、電話回線を有し、次のいずれかに該当する方
一人暮らしで虚弱な方
高齢者のみの世帯で、世帯員が虚弱な方
家族がいる方で、長時間一人暮らしと同様の状態となる虚弱な方
無料※回線使用料（基本料金）



緊急通報電話機
ペンダント型無線発信機

紙おむつの 給付サービス

毎月中旬に、八潮薬業協同組合に加盟している薬局店が自宅へ届けます（申請月の翌月から給付開始）。

市内に住所を有する65歳以上で、次のいずれかに該当する方
要介護4または5と認定された方
6カ月以上、次のいずれかの状態が続き、常時紙おむつを必要とする方
要介護認定を受けていない方で、寝たきり状態の方
重度の認知症状態の方
要介護3と認定された方で、疾病などで常時失禁状態の方
次の①～④の中から、毎月1回必要とする1種類の決められた枚数を給付①テープ止めパンツ+尿取りパッド②はくパンツ（リハビリパンツ）③フラットタイプ④尿取りパッド
※サイズ（S・M・L・LL）によって、各パンツの枚数が

異なります。サイズ・種類の変更は、長寿介護課へご相談ください。
無料
訪問理美容サービス
寝たきり状態の高齢者で、美容店に通うことが困難な方に対し、美容師または美容師が訪問し、カットなどのサービスを提供します。
利用日 理容は、原則として月曜日。美容は、火曜日および第3水曜日※事前に各理容美容店に確認してください。
市内に住所を有する65歳以上で、寝たきり状態の方
内 理容：調髪＋顔剃り
美容：理美容券1枚につき、①③のいずれか①カラー（染め）＋化粧、マニキュア、眉カット②パーマ＋化粧、マニキュア、眉カット③カット＋化粧、マニキュア、眉カット
利用回数 年4回※福祉理美容券は、交付枚数が申請月で異なります。
無料
寝具クリーニングサービス
乾燥殺菌（4月・10月）および丸洗い殺菌（7月・1月）



訪問理美容サービス

寝たきり状態の高齢者で、美容店に通うことが困難な方に対し、美容師または美容師が訪問し、カットなどのサービスを提供します。

訪問理美容サービス

寝たきり状態の高齢者で、美容店に通うことが困難な方に対し、美容師または美容師が訪問し、カットなどのサービスを提供します。

配食サービス

昼食または夕食のいずれかを1日1回自宅へお届けし、利用者の安否を確認します。

市内に住所を有する65歳以上で、次のいずれかに該当し、日常的に食事の用意が困難な方
一人暮らしの方
高齢者のみの世帯など
利用回数 1週間に最大5回まで（利用者の状況などにより回数を決定）
※利用サービスの変更（配食回数、曜日、昼食・夕食）は長寿介護課へご連絡ください。
費1食350円



高齢者居室等整備資金融資制度

居室、浴室、トイレなどの増改築または改築工事をするために必要な資金を融資します。

市内に引き続き2年以上住所を有する方で、満60歳以上の親族と同居している方または同居しようとする方
融資限度額 最高200万円
償還方法 元金均等月賦償還（償還期限 10年以内）
利子 無利子

保証人 市内に2年以上住所を有することなど、要件を満たす2人以上の保証人が必要
※高齢者居室等整備計画書、工事見積書などの書類が必要となるため、長寿介護課へお問い合わせください。

高齢者世帯等住み替え住宅家賃助成制度

民間賃貸住宅へ転居する高齢者に対し、転居前後の家賃の差額を3万円を限度として助成します（転居後の家賃が6万円を超えた部分は対象外）。

次のすべてに該当する世帯
住宅の取り壊しなどにより民間賃貸住宅へ転居する世帯
本市に引き続き2年以上住所を有する65歳以上の方のみの世帯
生計中心者の当該年度分の住民税が非課税
生活保護を受けていない世帯

生きがい活動通所支援サービス

老人福祉センターすえひろ荘で、身体状況に応じた日常動作訓練、趣味活動などで1日を過ごします（送迎有り）。

市内に住所を有する60歳以上の一人暮らしなどで、家に閉じこもりがちな方
無料（昼食代は自己負担）



日常生活用具 給付等サービス

火災警報器、電磁調理器などを給付または貸与します。

徘徊する高齢者の 家族支援サービス

発信装置による位置探知システムを活用して、徘徊する高齢者を早期に見出し、家族の負担軽減を図ります。

徘徊の症状が見られる認知症の高齢者を介護する同居家族
毎月の利用料は市が負担、利用開始に係る費用（1万円）は利用者が負担

介護マークの配布

介護者が、公衆トイレに付き添うときや、男性介護者が女性用衣服を購入するときなどに、介護中であることを周囲に理解してもらうために、「介護マーク」を配布しています。

認知症高齢者や要介護者などの介護をしている方
無料



介護マーク

各種サービスの申し込みや詳しい内容については、長寿介護課へお問い合わせください。
なお、これらの在宅福祉生活支援サービスは、在宅者へのサービスです。利用者が病院や介護保険施設などに入院・入所した場合は必ず長寿介護課にご連絡ください。

介護保険制度のお知らせ

介護保険は、高齢者自身や家族が抱える介護の不安・負担を社会全体で支え合う社会保険制度です。

問 長寿介護課 ☎ 443

介護サービスを利用するには

介護サービスの利用を希望する方は、長寿介護課へ申請してください。

申請後、認定調査を実施し、市から主治医に意見書の作成を依頼します。

その結果をもとに、介護が必要な状態であるかどうか、また、介護が必要である場合、どの程度の介護が必要である

かが認定審査会で決定されます。

介護保険サービスには、居

宅サービスや施設サービスなどがあり、利用者の希望に合うものを組み合わせる利用することが出来ます。

※40歳から64歳までの方は、「特定疾病が原因で介護や支援が必要な状態」である方が申請できます。

なお、対象となる特定疾病

介護保険料の決め方

は主治医に確認してください。

65歳以上の方の介護保険料は、介護サービスにかかる費用などから、基準額を算出します。

この基準額をもとに、本人と世帯員の住民税の課税状況や所得により、負担能力に応じて8段階10区分に定められています。

保険料を納めなさい

特別な事情がなく保険料を滞納すると、介護サービスを利用する場合に、次のような給付の制限があります。

▼利用料の支払方法の変更

▼給付の一時差止

▼利用料の自己負担額変更、高額介護サービス費の不支給 ※保険料は、納め忘れのないようにしましょう。

保険料一覧表

段階	対象者	保険料(年額)
第1段階	○生活保護を受給している方 ○世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方	27,100円 (基準額×0.5)
第2段階	○世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	27,100円 (基準額×0.5)
特例 第3段階	○世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円以下で第2段階以外の方	35,200円 (基準額×0.65)
第3段階	○世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える方	40,600円 (基準額×0.75)
特例 第4段階	○世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	49,300円 (基準額×0.91)
第4段階	○世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税の方(特例第4段階以外の方)	54,200円 (基準額)
第5段階	○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の方	62,800円 (基準額×1.16)
第6段階	○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上190万円未満の方	67,700円 (基準額×1.25)
第7段階	○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上400万円未満の方	81,300円 (基準額×1.5)
第8段階	○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上の方	94,800円 (基準額×1.75)

基準額 54,200円 = 八潮市の介護サービス総費用のうち65歳以上の人の負担分 / 八潮市の65歳以上の人数

八潮市地域防災計画を改訂③

広報やしお5月号に引き続き計画の概要をお知らせします。今回は、計画の主な改訂内容です。

問 交通防災課 ☎ 305

帰宅困難者対策

鉄道や公共交通の運行停止により、多くの帰宅困難者が発生することを想定し、帰宅困難者対策を推進します。

▼企業による一斉帰宅の抑制

▼八潮駅周辺の帰宅困難者による混乱を防止するため、八潮メセナ・アネックスを一時滞在施設に指定

避難所設置・運営に関する見直し

避難所生活の不自由さを少しでも緩和するため、避難所に関する内容を規定します。

▼災害時要援護者、女性、子どもなどに配慮した避難所の運営

▼避難所の良好な生活の確保およびプライバシーの保護への配慮

▼ペットの取り扱いを規定

備蓄物資の見直し

被災者の生命と生活を守るために、必要な物資などの備蓄を行います。

▼災害時要援護者や女性などに配慮した備蓄

▼応急対策に必要な石油類燃料の調達・確保

災害対策本部体制の見直し

災害時の応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、現在の職員組織体制に対応した防災体制を構築します。

つ円滑に実施するため、現在の職員組織体制に対応した防災体制を構築します。

▼災害対策本部の設置基準を明確化

▼業務継続計画(地震編)の策定

▼災害対策本部の組織を見直し、防災力を強化

ボランティアの受け入れ体制の確立

災害発生後の混乱時でもボランティアを円滑に受け入れられるようボランティアなどの応援の受入体制を確立します。

▼発災直後、八潮市社会福祉協議会と連携し、ボランティアの受入窓口を設置

情報伝達手段の充実

災害時の情報発信や広報活動を充実・強化するために、さまざまな情報の伝達手段を取り入れます。

▼防災行政無線のデジタル化

▼市配信メールや緊急速報メールによる情報発信

▼ソーシャルネットワークینگサービスなどのシステムの整備

職員・住民の防災訓練の充実

職員・住民の災害時における対応能力の向上のため、各種訓練などの継続的な実施と

異常気象への対応

近年、相次ぐ異常気象に対応するための対策を規定します。

▼局所的な集中豪雨(ゲリラ豪雨)対策

▼風害(竜巻など)予防対策

放射能汚染対策

放射能汚染から市民の安全・安心な生活を確保するため、放射能汚染対策を確立します。

▼放射線量を測定する体制の整備

▼放射線被ばくから市民を守るため、屋内退避、避難勧告・指示の発令

▼警戒区域を設定した場合は、飲料水・食糧の摂取制限の実施

※詳しくは、市ホームページをご覧ください。



「第5次八潮市総合計画」を 策定します

平成27年度に第4次八潮市総合計画の計画期間が終了するため、新たに「第5次八潮市総合計画」を策定します。

問企画経営課 ☎ 476

総合計画とは

市の総合的かつ計画的な行政運営を図るうえでの最上位の計画です。

総合計画の構成

第5次八潮市総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成されています。

▼基本構想 市の行政運営の指針を示すもので、目標年次は平成37年度です。

▼基本計画 基本構想に基づき、施策のあり方、主要施策の内容を示すものです。

への的確な対応を図るため、原則として平成32年度に点検し、平成33年度に必要な応じて見直します。

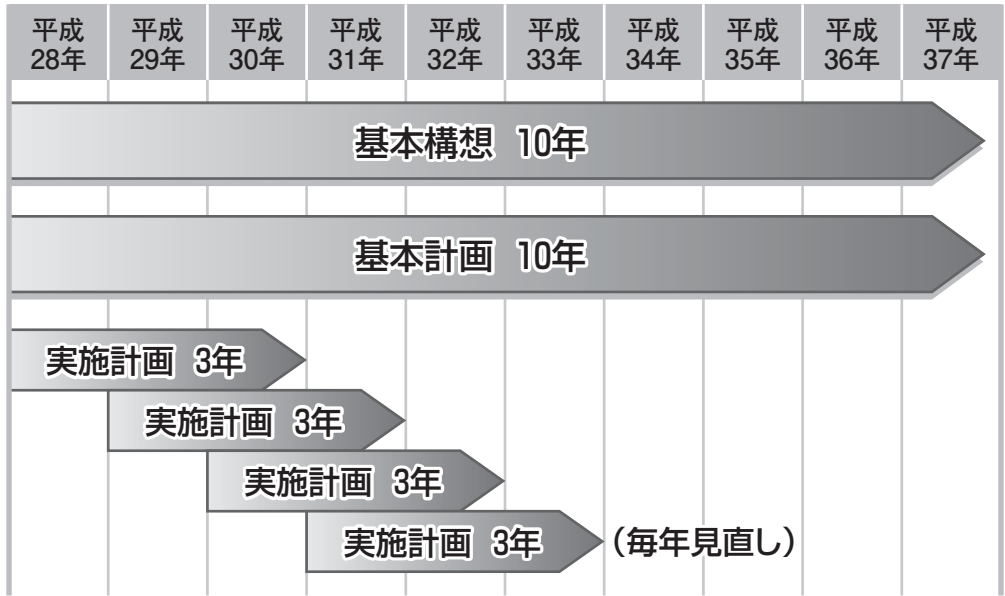
▼実施計画 第5次八潮市総合計画基本計画で示す施策の方向に沿って、具体的な事業、事業の年次計画を定めます。

計画期間は3年で、計画と実績との差異を調整し、計画の実効性を確保するため、毎年見直します。

今後の予定

「町会自治会連合会代表者

■総合計画の構成



会議」「計画策定市民会議」「女性提言会議」などの市民会議で、いただいたご意見やご提案を踏まえ、庁内会議において第5次総合計画の素案を作成します。

その後、関係団体の役員や知識経験を有する方、公募

の市民の方などで構成される「八潮市振興計画審議会」で、素案を審議します。

さらに、パブリックコメントを実施し、計画の最終調整を行い、審議会の答申を経たうえで、市議会へ議案を上程する予定です。

あなたの家の耐震診断・耐震改修費用の一部を補助します

東日本大震災などの大地震が発生し、地震への備えが見直されている中、今後は高い確率で首都直下地震が起きると予測されています。

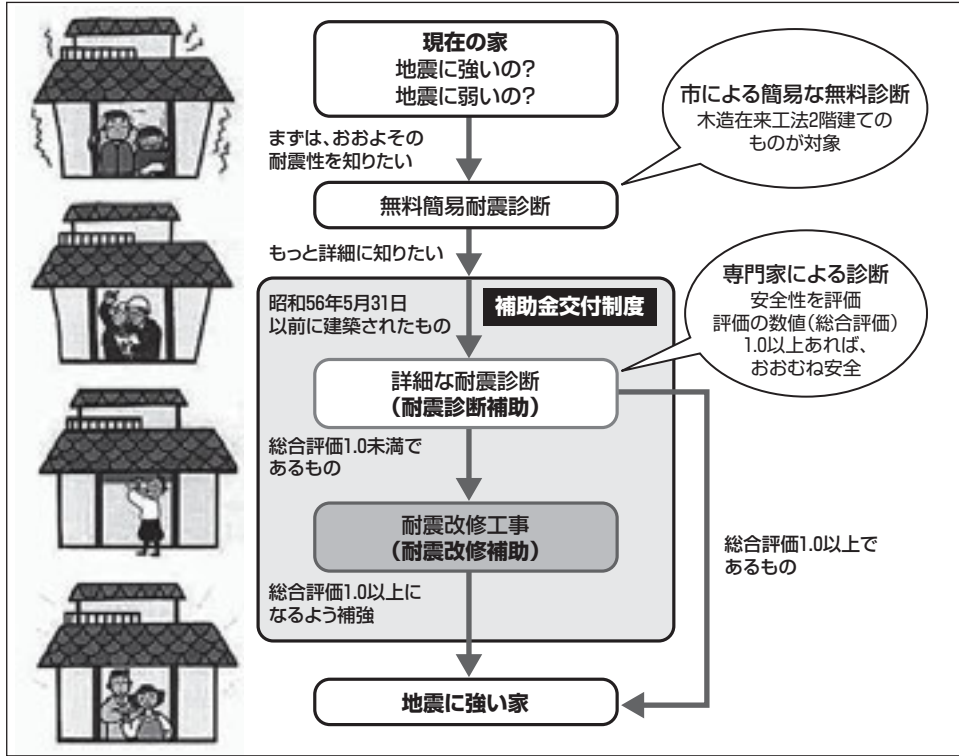
市では、木造在来工法の2階建て以下の住宅において簡易耐震診断を無料で実施しています。また、簡易耐震診断よりも詳細な耐震診断を行いたい方、耐震改修工事で建物を丈夫にしたいとお考えの方には補助金交付制度があります。

■対象住宅

昭和56年5月31日以前に建てられた木造在来工法の2階建て以下の一戸建て住宅など

■補助金額

- 耐震診断に要した費用の2分の1に相当する額で5万円を限度とした額
 - 耐震改修に要した費用の23パーセントに相当する額で25万円を限度とした額
- ※詳しくは、パンフレット（開発建築課で配布）または市ホームページをご覧ください。



問開発建築課 ☎ 468

自主まちづくり活動を支援します

市では、「みんなでつくる美しいまちづくり条例」に基づき、皆さんの自主的・自発的な活動を支援します。

■ご近所まちづくり活動

連続する3軒以上の建物の所有者などが協力して身近な緑化の推進などを進めるまちづくり活動です。

■地域まちづくり活動

一定規模以上の地域を対象に、まちづくり活動方針を定めて進めるまちづくり活動です。

■テーマ型まちづくり活動

景観、防災、防犯など、まちづくりに関する特定のテーマを自ら設定し、研究や実践をすることにより、活動地域の環境の向上を図るまちづくり活動です。

■活動費などの助成

各活動に必要な諸活動費およびまちづくり計画の作成に係る費用を助成します（予算枠に達し次第締め切り）。

団体などの種別	区 分	助成限度額
ご近所まちづくり協定の認定を受けたもの	ご近所まちづくり協定に係る諸活動費(3年間)	花、苗木などの植栽 1万円
		門、塀などの改造10万円 (改造費に要した費用の2分の1)
地域まちづくり活動団体の登録をしたもの	地域まちづくり諸活動費(3年間)	5万円
上記の団体のうち認定を受けたもの	地域まちづくり計画作成に係る費用	50万円
テーマ型まちづくり活動団体の登録をしたもの	テーマ型まちづくり諸活動費(3年間)	1年目 5万円 2年目以降10万円
	テーマ型まちづくり計画作成に係る費用	1事業につき50万円

※各種まちづくり活動を行うためには、事前に活動団体登録や団体認定などの諸手続きが必要です。

問開発建築課 ☎ 335

表1 一般会計の予算執行状況 平成26年3月31日現在

歳入 予算現額合計 321億8,336万8千円 収入済額合計 283億9,462万2千円 (88.2%)		歳入科目の説明	
市 税	145億4,624万3千円 149億1,203万円 (102.5%)	科 目	予算現額 説 明
国庫支出金	54億9,888万6千円 42億2,093万2千円 (76.8%)	市 税	145億4,624万3千円 市民税、固定資産税、都市計画税など
市 債	40億870万円 16億8,840万円 (42.1%)	国庫支出金	54億9,888万6千円 市が行う特定の事務・事業に対して国から支払われるお金
諸 収 入	24億6,835万2千円 19億9,859万4千円 (81%)	市 債	40億870万円 公共施設整備などのために、市が国や金融機関から借りるお金
繰 越 金	15億7,837万1千円 15億7,837万1千円 (100%)	諸 収 入	24億6,835万2千円 学校給食費や預貯金利子など
県 支 出 金	12億5,593万1千円 10億3,727万5千円 (82.6%)	繰 越 金	15億7,837万1千円 前年度から持ち越したお金
地方消費税 交 付 金	8億1,500万円 8億1,210万8千円 (99.6%)	県 支 出 金	12億5,593万1千円 市が行う特定の事務・事業に対して県から支払われるお金
繰 入 金	6億1,929万8千円 6億1,476万9千円 (99.3%)	地方消費税 交 付 金	8億1,500万円 地方消費税のうち、八潮市分として交付されるお金
地方交付税	3億8,947万1千円 4億3,172万6千円 (110.8%)	繰 入 金	6億1,929万8千円 歳入の不足額を補うため、基金(預金)から繰り入れるお金
そ の 他	10億311万6千円 11億417万7千円 (109.7%)	地方交付税	3億8,947万1千円 地方公共団体間の財源の不均衡を調整するため、財政状況に応じて国から支給されるお金
		そ の 他	10億311万6千円 地方譲与税、地方特例交付金など

市税の内訳(収入済額)
固定資産税 72億7,518万8千円
市民税 54億9,846万2千円
都市計画税 12億4,000万円
市たばこ税 8億1,069万7千円
軽自動車税 8,768万3千円

● 歳入：主に市税、国からの補助金・交付金(国庫支出金)、市の借入金(市債)など
● 歳出：主に児童・高齢者・障がいのある方への支援に使う民生費、道路・公園などの整備に使う土木費など

表1のとおりです。
また、特別会計および上水道事業会計の予算執行状況は、表2のとおりです。

どのくらいのお金を使っていますか？〈予算執行状況〉

一般会計の予算執行状況は、

平成25年度下半期財政状況の公表

市では、毎年2回、財政状況を公表しています。これは、税金などの大切なお金が、どのように使われているかをお知らせするものです。

なお、平成25年度の一般会計および特別会計は、平成26年5月31日までの出納整理期間を経て、決算額となります。



更新された固定系防災行政無線の操作卓

表3 市債の現在高 平成26年3月31日現在

一般会計 A		26,974,880
土木債		11,034,676
特例地方債(臨時財政対策債など)		10,084,439
教育債		3,816,175
民生債		462,589
その他の市債		1,577,001
特別会計 B		27,089,286
公共下水道事業		20,118,686
大瀬古新田土地区画整理事業		767,128
西袋上馬場土地区画整理事業		1,192,696
八潮南部東一体型特定土地区画整理事業		5,010,776
上水道事業会計(企業会計) C		2,969,327
合計(A+B+C)		57,033,493

市債は、長い年月利用する公共施設などを整備するため、一時的に多額の費用がかかるときに金融機関などから借り入れる資金です。

整備したときの市民がすべて負担するのではなく、長期間にわたって分割して負担する

借入金市債はどのくらいありますか？

一般会計、特別会計および上水道事業会計の市債現在高は、表3のとおりです。

一般会計、特別会計および上水道事業会計の市債現在高は、表3のとおりです。

一般会計の市債は、土木債、特例地方債、教育債が大きな割合を占めています。

一般会計の市債は、土木債、特例地方債、教育債が大きな割合を占めています。

一般会計の市債は、土木債、特例地方債、教育債が大きな割合を占めています。

表2 特別会計および企業会計の予算執行状況 平成26年3月31日現在

〈特別会計〉		(単位:千円、%)	
区 分	予算現額	収入済額 支出済額	収入率 執行率
国 民 健 康 保 険	10,585,390	9,716,645 9,996,196	91.8 94.4
公 共 下 水 道 事 業	3,991,938	3,216,935 3,116,073	80.6 78.1
稲 荷 伊 草 第 二 土 地 区 画 整 理 事 業	144,960	129,338 22,325	89.2 15.4
鶴ヶ曾根・二丁目 土 地 区 画 整 理 事 業	109,147	91,705 44,856	84.0 41.1
大 瀬 古 新 田 土 地 区 画 整 理 事 業	366,581	341,089 186,840	93.0 51.0
西 袋 上 馬 場 土 地 区 画 整 理 事 業	851,818	720,112 458,570	84.5 53.8
八潮南部東一体型特定 土 地 区 画 整 理 事 業	1,666,517	1,363,171 1,195,551	81.8 71.7
介 護 保 険	3,966,011	3,651,918 3,281,021	92.1 82.7
後 期 高 齢 者 医 療	635,855	612,567 582,356	96.3 91.6

〈上水道事業会計〉		(単位:千円、%)	
区 分	予算額	収入額 支出額	収入率 執行率
収 益 的 収 入	1,880,569	1,879,516	99.9
収 益 的 支 出	1,774,747	1,726,386	97.3
資 本 的 収 入	778,786	527,174	67.7
資 本 的 支 出	1,453,073	1,021,511	70.3

お知らせHOTコーナー 案内

案内

八潮市議会定例会の傍聴

平成26年第2回八潮市議会定例会を6月2日(月)から19日(木)まで開会しています。

一般質問日 6月16日(月)～18日(水)

※一般質問とは、議員が市の仕事全般について、執行機関から現在の状況やこれからの考えを聞くこと

定各日42人(当日先着順)

問議事調査課 ☎277

会議の開催

●第1回八潮市検診等に関する専門部会の傍聴

回6月24日(火) 午後1時30分～2時30分

場保健センター

内平成25年度がん検診の報告について

定5人(当日先着順)

問保健センター ☎995・3381

●第1回八潮市社会教育審議会の傍聴

回6月26日(木) 午前10時～正午

場教育委員会会議室(市役所別館)

内平成25年度社会教育事業報告など

定10人(当日先着順)

問社会教育課 ☎365

●第1回八潮市健康と福祉のまちづくり推進協議会の傍聴

回7月2日(水) 午後1時15分～2時30分

場保健センター

内八潮市食育推進計画の見直しについて、平成26年度健康スポーツまつりについて

定5人(当日先着順)

問保健センター ☎995・3381

●第1回八潮市地域包括支援センター運営協議会の傍聴

回7月3日(木) 午後1時30分～3時

場保健センター

内平成25年度事業報告および収支決算報告について、平成26年度事業計画および収支予算案について

定5人(当日先着順)

問保健センター ☎995・3381

●第1回八潮市高齢者保健福祉推進審議会の傍聴

回7月10日(木) 午後2時～4時

場八潮メセナ会議室

内第5期八潮市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画などについて

定10人(当日先着順)

問長寿介護課 ☎448

場保健センター

立候補予定者説明会

8月10日までに生まれた方

回7月15日(火) 午後2時～

場市役所第2会議室

立候補届出日

回8月2日(土) 午前8時30分～午後5時

場選挙管理委員会

問選挙管理委員会 ☎264

老人福祉センター寿楽荘・すえひろ荘およびコミュニティセンターの臨時休館

施設内の害虫消毒を行うため、休館します。

回7月5日(土)

問寿楽荘 ☎95・2847、すえひろ荘・コミュニティセンター ☎936・9181

家屋調査

家屋を新築または増改築した場合、固定資産税・都市計画税が課税されます。その税額を算出するため、市の職員による「家屋調査」を実施しています。

調査にあたっては、家屋の内部(間取り・設備)などを拝見します。また、調査を行っていない家屋、取り壊しをした家屋がありましたらご連絡ください。

問資産税課 ☎302

平成26年経済センサス基礎調査・商業統計調査

「平成26年経済センサス基礎調査・商業統計調査」が全国一斉に行われます。

この調査は、統計法に基づいて実施される国の重要な調査で、7月1日現在で行い、わが国の産業構造や、従業員規模などの基本構造を明らかにするために実施します。

調査対象は、店舗や工場、会社などのすべての事業所です。

6月下旬から、調査員証を携帯した調査員が調査票の記入をお願いいたしますので、ご協力ください。

※調査結果は、国や地方公共団体の行政施策の重要な基礎資料として活用されます。調査票は、法律により統計上の目的以外に使用することは固く禁じられており、各事業所のプライバシーも保護されています。

問企画経営課 ☎233

楽習館11サロン

パソコン操作の相談を受けます。

回6月11日、7月9日(各水曜日)

午前9時30分～11時30分

回6月22日、7月27日(各日曜日) 午後1時30分～3時30分

場やしお生涯楽習館工作室

問パソコン(お持ちの方のみ)

定各10人(当日先着順)

費100円

問やしお生涯楽習館 ☎994・1000

交通事故被害者の家族への援護金

県内在住の交通遺児等を対象に、援護一時金を給付しています。

回平成25年4月1日以降、交通遺児等(18歳以下の方で、その保護者の一方または双方が交通事故により、死亡または重い障がいを負った方)

市町村ごとに設置するブースで、市町村の特色や職員の募集状況などについて、人事担当者から話を聞くことができます(八潮市もブースを設置予定)。

詳しくは、ホームページ(<http://hitozukuri.jp/navi/event/>)をご覧ください。

回7月10日(木) 午後1時～6時(入場は午後5時まで)

場さいたまスーパーアリーナ(JR京浜東北線・宇都宮線・高崎線さいたま新都心駅下車徒歩すぐ)

費無料

※事前予約不要

問彩の国さいたま人づくり広域連合 ☎048・664・6681

全国一斉「子どもの人権110番」強化週間

子どもをめぐるさまざまな人権問題への取り組みとして、全国一斉「子どもの人権110番」強化週間を設定し、電話相談の受付時間を延長するなどして、一人でも多くの子どもたちから相談を受け付けます。

回6月23日(月)～29日(日) 午前8時30分～午後7時(土・日曜日は午前10時～午後5時)

内電話相談 ☎0120・007・110 (1P電話からは接続できません)

相談担当者 法務局職員、埼玉県人権擁護委員連合会子ども人権委員会委員(秘密は厳守します)

問さいたま地方法務局人権擁護課 ☎048・859・3507

お知らせ

ほっとコーナー

ハッピーごまちゃん®

●市役所の電話 996-2111

●FAX 995-7367

●防災行政無線 テレホンサービス 0120-840-225

防災行政無線で放送した内容が聞き取れなかった場合、再度聞き直せます(定時放送を除く)。通話料は無料です。

となった県内在住の方 給付額 子ども1人につき10万円(1回のみ)

※申請書類は、市内小・中・高等学校および市交通防災課で配布しています。

問県防犯・交通安全課 ☎048・830・2958

埼玉県内市町村職員採用合同説明会

市町村ごとに設置するブースで、市町村の特色や職員の募集状況などについて、人事担当者から話を聞くことができます(八潮市もブースを設置予定)。

詳しくは、ホームページ(<http://hitozukuri.jp/navi/event/>)をご覧ください。

回7月10日(木) 午後1時～6時(入場は午後5時まで)

場さいたまスーパーアリーナ(JR京浜東北線・宇都宮線・高崎線さいたま新都心駅下車徒歩すぐ)

費無料

※事前予約不要

問彩の国さいたま人づくり広域連合 ☎048・664・6681

全国一斉「子どもの人権110番」強化週間

子どもをめぐるさまざまな人権問題への取り組みとして、全国一斉「子どもの人権110番」強化週間を設定し、電話相談の受付時間を延長するなどして、一人でも多くの子どもたちから相談を受け付けます。

回6月23日(月)～29日(日) 午前8時30分～午後7時(土・日曜日は午前10時～午後5時)

内電話相談 ☎0120・007・110 (1P電話からは接続できません)

相談担当者 法務局職員、埼玉県人権擁護委員連合会子ども人権委員会委員(秘密は厳守します)

問さいたま地方法務局人権擁護課 ☎048・859・3507

■保険料の計算方法

(所得割率) (均等割額)
(前年の総所得金額 - 基礎控除33万円) × 8.29% + 42,440円 = 年間保険料

■均等割額の軽減措置

一定所得以下の方に対する保険料 (均等割額) の軽減措置があります。

軽減割合	軽減対象世帯となる所得基準	軽減後の均等割額
9割	33万円以下で、同一世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下(他の各種所得なし)	4,240円
8.5割	33万円以下	6,360円
5割	33万円+24万5千円×被保険者数以下	21,220円
2割	33万円+45万円×被保険者数以下	33,950円

※被用者保険の被扶養者であった方の軽減および所得割額の軽減は、従来どおりです。詳しくは、国保年金課(☎835)または埼玉県後期高齢者医療広域連合(☎048-833-3120)へお問い合わせください。

■保険料の変更内容

	変更前 (平成24・25年度)	変更後 (平成26・27年度)
均等割額	41,860円	42,440円
所得割率	8.25%	8.29%
限度額	55万円	57万円

平成26・27年度の保険料などは、左表のとおりです。

保険料は大切な財源です

後期高齢者医療保険は、約5割が公費(国・県・市)、約4割が現役世代からの支援金でまかなわれています。残りの約1割は、被保険者の皆さんが納める保険料であり、大切な財源です。

後期高齢者医療保険料改定

埼玉県後期高齢者医療保険料は、今後見込まれる費用と収入の状況などに基つき、2年ごとに保険料が見直されています。今回この見直しが行われ、平成26年度と平成27年度の保険料が次のとおり改定されました。

問国保年金課 ☎835

おしらせHOTコーナー 案内・催し・募集

八潮市小規模建設工事等契約希望者登録制度

市が発注する小規模な建設工事（修繕を含む）のうち、少額で内容が軽易な契約を希望する方の登録を受け付けています。

対市内に主たる事業所（本店）があり、市に指名競争入札参加資格登録をしていない個人または法人

登録期間 登録申請月の翌月1日～平成28年6月30日

※詳しくは、市ホームページをご覧ください。

問財政課 ☎445



夏野菜旬採り合戦

回7月19日(土) 午前9時八潮駅南口集合

場古新田地内農園（2カ所の農園で摘み採りを予定）

内旬の地場野菜（枝豆、小松菜、ミニトマト、トウモロコシ）の収穫

定25組（1組3人まで、申込順、小学生以下は保護者同伴）

費1組1000円（保険料を含む）

申6月16日から、園芸協会（農政課内 ☎299）へ

第1回公民館パソコン講座

回7月2日(水)・4日(金)・9日(水)・11日(金)・16日(水)（全5回） 午後1時30分～3時30分

場八幡公民館視聴覚室ほか

対市内在住・在勤でパソコン未経験の方

内起動から文字入力（実技）パソコンの基礎を覚える

講師 瀬田寿男さん、稲葉猛さん

定13人（申込順）

費無料

申6月15日から、窓口または電話で

八幡公民館 ☎995・6216、受付 午前9時～午後5時）へ

資料館体験講座「小麦饅頭づくり」

回6月28日(土) 午後1時30分～3時30分

場資料館

対小学生以上の方

内獅子舞などの祭礼行事で食されている小麦饅頭をつくり、地域の食文化を学ぶ

持三角巾、エプロン

定20人（申込順）

費200円

申6月14日から26日までに、窓口、電話または電子申請で資料館 ☎997・6666）へ

親子名作映画会「おまじう まそうだな」

回7月12日(土) 午前の部 午前10時30分～午後0時15分、午後の部 午後1時30分～3時15分（各部30分前開場）※応募状況により、上映回数・上映時間に変更あり

場八潮メセナホール

定各部50人（申し込み多数の場合、抽選）

費無料

申往復はがきの往信欄に①申込者氏名・電話番号②同行者（3人まで）③鑑賞希望の部（午前・午後・どちらでも）、返信欄に申込者の郵便番号、住所、氏名を記入し、6月24日（消印有効）までに、青少年育成八潮市民会議事務局（社会教育課内 ☎357）へ※抽選の結果は、7月上旬までにお知らせします。

ダイヤモンドアフタヌーンコンサート

回6月21日(土) 午後2時～3時

場八潮メセナ集会室前

出演 石井恵美さん（ピアノ）

費無料

※事前予約不要

問八潮メセナ ☎998・2500

段ボールで屏風を作ろう

回7月25日(金)・26日(土) 午前10時～正午

場八潮メセナ展示室

対4歳以上

内段ボールとケント紙を使った屏風作り

講師 JINX（ジックス）さん

定各20人（申込順）

費無料

申6月14日から、窓口または電話で八潮メセナ ☎998・2500）へ

楽しく体験！ヤッキーひろば

回6月21日(土) 午後1時30分～3時30分

場やしお生涯学習館ホワイエほか

対小学生

内マジックショー

定20人（当日先着順）

費無料

問やしお生涯学習館 ☎994・1000

やしおコラボフェスタフリーマーケット

回7月6日(日) 午前10時～午後3時

※悪天候の場合は7月13日に延期

場やしお生涯学習館駐車場

内リサイクルの推進や市民同士の交流、市民活動の支援を目的としたフリーマーケット・模擬店

問やしおコラボフェスタ実行委員会事務局（やしお生涯学習館内） ☎994・1000

洋らん栽培講習会

回6月21日、7月19日、9月20日、12月20日（各土曜日） 午後3時～4時30分 平成27年2月21日(土) 午後2時～3時30分（全5回）

場八幡公民館研修室

持自前の洋らん株（お持ちの方のみ）、筆記用具

定20人（申込順）

費1000円（7月10日までに八幡公民館へ納入）

第36回八潮市民謡民舞大会

回7月6日(日) 午前10時～午後5時

場八潮メセナホール

内成果発表

費無料

問文化協会事務局（八幡公民館内） ☎995・6216



夏期臨時職員

①学童保育所

回月～金曜日 午前8時～午後6時30分のうち7時間45分

場学童保育所7カ所（わかきさ・おおそね・やわた・やなぎのみや・おおぜ・だいばら・はちじょう）

内学童保育指導員の補助（小学校1年生～3年生の保育）

定15人程度（面接により選考）

②児童館

回木～火曜日（水曜日休館） 午前8時30分～午後5時15分

場だいら児童館（わんぱる）

内児童館管理の補助（受付、おもちゃなどの貸し出し、児童館内の整理・整頓、イベント開催時の補助）

定若干名（面接により選考）

①②共通

申7月19日から8月31日までのうち、継続して10日間以上勤務できる18歳から50歳位までの方（学生可、ただし高校生を除く）

賃金 時給850円（保育士・教員などの有資格者は950円）

申6月25日（必着）までに、八潮市臨時職員登録票（写真貼付）、資格証（有資格者のみ）を窓口または郵送で子育て支援課 ☎480）へ

※選考結果は後日お知らせします。

公民館へ納入）

個人情報などの不正取得を防ぐために 本人通知制度に登録しましょう

本人通知制度は、戸籍謄本（全部事項証明書）や本籍の記載のある住民票の写しなどを本人の代理人や第三者に交付したときに、登録した本人に通知します。

この制度により、不正取得の早期発見、不正請求の抑止につながりますので、登録しましょう。

●登録できる方

市の住民基本台帳や戸籍などに記載されている方

●対象となる証明書

住民票（戸籍の記載のあるもの）

戸籍謄（抄）本

戸籍の附票

●登録者に通知する内容

本人の代理人および第三者に交付した事実

※請求者の氏名・住所は通知しません。

●登録方法

窓口に来庁する方の本人確認書類（運転免許証など）または委任状（代理人による申請）を持参し、市民課または駅前出張所へ

問市民課 ☎4213



人権それは愛

～性別にとらわれない個人が尊重される社会へ～

皆さんは、マララ・ユスフザイさんをご存知でしょうか？パキスタンにおいて「女性の教育権」を訴え、反政府勢力から銃撃を受け重傷を負ったにもかかわらず、今もなお滞在先の英国において命がけで教育を受ける権利と自由のために闘っている16歳の少女です。

今でも世界の国々では、女性の人権が侵害され、基本的人権すら保障されていない地域もあります。

日本においては、女性の人権や男女の平等を保障する法律などが整備されてきましたが、「男は仕事、女は家庭」といった性別による役割分担意識は依然として残っています。

また、結婚・出産した女性の仕事と家庭生活との両立はいまだに難しく、結果的に女性の社会進出が妨げられていることや、夫・パートナーからの暴力（DV）や職場でのセクシュアル・ハラスメント、性犯罪なども女性の人権を侵害する重大な問題です。

女性も男性も社会の対等な構成員として、責任を分かち合い、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現するためには、一人ひとりが性別にとらわれず、個人として尊重されることが大切です。

問人権・男女共同参画課 ☎811、社会教育課 ☎365